第 24 回　浅口マルシェ参加者募集要項

第 24 回浅口マルシェは、海と魚の祭典～ふるさと産業まつり～の中で開催します。

1　実施概要

【目的】

市内外の事業者や団体を集めたマルシェを実施し、物販やワークショップ等を通して、地域の魅力を広く発信する。また、参加者同士の交流も目的とし、観光だけでなく地場産業の振興に繋げる。

【日時】

令和8年 12 月6日（日）午前9時～正午

スペースに限りがあるため、応募多数の場合は、調整させていただきます。

【場所】

海と魚の祭典会場内 （三ツ山スポーツ公園　浅口市寄島町 16089-24）

〈海と魚の祭典　概要〉

寄島町の海産物などが並ぶ「海と魚の祭典」は、寄島町で毎年開催されているイベントです。期間中には、市内外から多くの来場者が集まります。今年は牡蠣の販売は行いません。

【来場者】令和6年度　海と魚の祭典　約10,000人

【主　催】よりしま海と魚の祭典実行委員会

2　参加概要

浅口市観光協会会員として、マルシェに参加し、浅口市を一緒に盛り上げてくれる市内事業者の方を募集します。普段の浅口マルシェと異なり、下記2点両方を満たす者とします。

・浅口市観光協会会員であって、市内事業者である者（この機会に会員となる者も可）

※市内事業者とは、法人の場合は市内に本社を置く者、個人の場合は税務署に開業届を提出済みの市内に住所及び主たる店舗等を有する者とします。

・普段の営業内容での販売・PR を行う者。（例えば建設業者がヤキソバ販売などは不可）

【出店料】

浅口市観光協会会員　テント半分 2,000 円（別途年会費 2,000 円）
テント 1 つ 4,000 円（別途年会費 2,000 円）
キッチンカー無料（別途年会費 2,000 円）

※会場は突風が吹く場合があり、安全のための措置として実行委員会がテントを準備します。出店者の方には、テント代実費の半額を出店料としてご負担いただきます。ご了承ください。

※テントは実行委員会が準備しますが、販売台等の備品については出店者様がご準備ください。

※観光協会年会費については、毎年 12 月頃に納入通知を送りますので、その際にお支払いください。12 月までに退会した場合についても、その年度分の会費は徴収します。

【募集数】

15 店舗程度

想定内容：加工食品、生鮮食品、雑貨、ワークショップなど

販売スペース：テント半分 2.7m×3.6m
テント1つ 5.4m×3.6m
キッチンカーについては、この限りではありません。

スペースに限りがあるため、応募多数の場合は、事務局が選定します。

【募集概要】

以下のすべてを満たす必要があります。

・出店者は以下の商品・サービスなどを取り扱うことができないものとする
①第三者の権利の侵害する、または第三者を誹謗・中傷・差別する内容の商品など
②ネットワークビジネス（マルチ商法・MLMなど）に該当、もしくは疑われる商品・サービスの販売・提供
③古着、古本、古家電リサイクル品などフリーマーケットとしての参加
④アルコール類（但し、持ち帰り用の地酒の販売は可能。）
⑤コピー品、金券、動物、生き物など
⑥転売を目的に購入したもの
⑦くじ引き、福袋など（但し、ガシャポンは可能）
⑧その機能または品質に瑕疵のある商品など
⑨社会通念上ふさわしくない商品など
⑩上記のほか法令に違反しまたは違反する恐れのある商品など

・テント以外の参加に必要な物品（販売台・椅子など）は、全て各自でご準備ください。

・参加に伴う許可及び申請は、参加者にて確認・手続きを行ってください。

【応募条件】

（1）参加要項をよくお読みいただいた上で、当事務局の運営に賛同いただける方.
（2）代表者が18歳以上の方
（3）反社会勢力にかかわりがないこと

（4）宗教、政治活動を目的としないこと
（5）法令、公序俗等に違反しないこと
（6）著作権、肖像権の侵害をしないこと

【ブース使用について】
・ブースの配置については、事務局に一任ください。
・参加者同士での場所変更は禁止とさせていただきます。諸事情がある場合の要望については、申込時に、申込書の備考欄にご記入ください。複数の事業者が共同で1つのブースに出店することはできません。

【搬入・搬出について】
・前日準備は不可能です。搬入可能時間、撤収時間は後日お知らせします。
・関係者駐車場を準備する予定です。

【電気・火気について】
・電気と火気使用については、必ず申込時に申告してください。
・電気が必要な場合、ご自身で発電機等をご準備ください。
※発電機・火気を使用する場合、必ず消火器もご準備ください。
※事務局で2台発電機を所有しています。必要な場合は、申込書の備考欄にご記入ください。
（利用希望者が多い場合は、抽選とさせていただきます。）

【清掃・ゴミの処理について】
・各ブースで発生するごみは、参加者で責任をもって持ち帰ってください。
・終了後は使用した場所をきれいにし、原状回復してください。

【販売価格について】
・適正価格での販売をお願いいたします。

【販売品責任について】
・お客様からの苦情に対しては、各店舗で対応をお願いいたします。
・参加者が販売した商品に対する責任は、参加者に帰属します。販売する際には、左記に同意したものとし食中毒予防に万全の注意をしてください。
・来場者に与えたケガ等についても事務局では一切責任を負いません。

【記録写真の撮影、使用について】
・会場内での事務局による写真・動画撮影にご協力をお願いいたします。HPやSNSでのPRに使用させていただくことがあります。

3　参加への流れ

① 参加申し込み
・参加申込書および誓約書に必要事項を記入の上、事務局へ持参、もしくはFAXまたはメール
・WEBフォームへの申し込み
※上記いずれかの方法でお申し込みください。その他のお申し込みはお受けできない可能性があります。

【提出物】
1_参加申込書
2_誓約書
3_参加者の運転免許証の写し（身分証明書）
4_各種営業許可書の写し（飲食店の場合のみ。）
5_その他出店内容にかかる必要な許可や資格等の取得証明書の写し（国家資格、民間資格等）

【提出期限】

令和8年 10 月 30 日(金)17時

【提出先】

浅口市観光協会事務局

所　在:浅口市鴨方町六条院中3050　浅口市役所産業振興課内

メール:sangyoshinko@city.asakuchi.okayama.jp

FAX:0865－44－9477

※上記の提出先以外へお申し込みはお受けできない可能性がございます。

②事前案内の送付

・出店申込書を取りまとめ参加者が確定したら、当日の詳細をまとめた案内をメールにて送付いたします。

4　販売にあたっての留意事項

【開業届を提出されていない方へ(趣味での参加など)】

・個人の方が開業届を出さずにハンドメイド雑貨の販売やその他事業で収入を得る場合、次の対象者は税務署への確定申告が必要となります。申告しない場合、法的処置が適用され無申告課税が課せられます。対象者は必ず申告してください。また、確定申告が不要な場合でも、住民税申告が必要となる場合があります。申告していないことが発覚した場合、マルシェへの参加をお断りする場合がございます。

〈確定申告対象者〉副業の場合:年間所得 20 万円以上／フリーランスの場合:年間所得 48 万円以上

【食品の調理や販売について】

◆食品の取り扱いに際して

・食品衛生法に基づき、32業種について営業許可書が必要です。また、届出対象外業種に該当しない食品等事業者の方は、営業届出業種となります。参加内容は必ず取得している許可・届出の範囲内でお願いいたします。

・令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され、営業許可業種の一部が変更になるとともに、営業許可業種以外の食品取扱業種の多くは営業の届出が必要になりました。

・申請や販売状態に虚偽があると認められた場合、販売停止とする場合があります。

・PL保険(生産物賠償責任保険)への加入を推奨します。

・食品の取り扱いについては、保健所の指示に従いトラブル防止に努めてください。

・保健所へのイベント開催届は、市観光協会事務局が行います。

◆加工品の販売について

・加工品には、製造販売業の許可書が必要なものがあります。各自で管轄の保健所にて取得してください。

◆アレルギー表示について

容器包装された加工食品・食品添加物で、アレルギー物質を含むものについては、アレルギー物質の表示を義務化、または推奨しておりますのでご注意ください。

①省令で表示義務化(8品目)

卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生、くるみ

②表示を推奨(20品目)

アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

◆食品表示について

・管轄保健所で営業許可を受けた施設で調理、包装して製品にし、ラベルに食品表示(製品名、原材料、内容量、保存方法、賞味期限、製造者、販売者、栄養成分表示等)を記載した商品を販売してください。

・食品の表示がないものについては販売できません。

※食品の取り扱いに関する相談・質問等は、管轄の保健所に直接お問い合せください。
備中保健所井笠支所(TEL:0865－69－1675)

【古物(中古品等)の販売について】※一般の方によるフリーマーケットでの参加は、原則不可。

リサイクル品や中古品等、古物を販売する場合、古物商許可が必要な場合があります。基本的に、フリーマーケット等で自分の不要なものを処分する場合には不要ですが、利益を出すこと(転売)目的に第3者から仕入れた古物を販売する場合は許可の対象です。

※古物の取り扱いに関する相談・質問等は、管轄の警察署に直接お問い合せください。
玉島警察署（TEL：086－522－0110）

【アルコール類の販売について】※持ち帰り用の地酒販売を除くアルコール提供・販売は不可
アルコール類を瓶や栓を抜かずに販売する場合、税務署への「期限付き酒類小売業免許届出書」が必要です。参加者様ご自身で申請してください。

【その他】
・お客さんから求められた際には、必ず領収書を発行できるよう、ご準備をお願いします。
・出店内容に必要な許可をよく調べ、許可や届出を行ったうえで参加の申し込みをお願いいたします。許可や届出なく参加されていることが発覚した場合、出店をお断りする場合がございます。

5　イベントPRについて

【インスタグラム】
浅口市観光協会公式アカウントにて、マルシェの告知を行います。インスタグラムのアカウントをお持ちの方は、ぜひ拡散にご協力ください。

【チラシについて】
浅口市観光協会 HP に、チラシデータを掲載します。ご自由に印刷していただき、マルシェやご自身のブース宣伝にご活用ください。

6注意事項

・時間は厳守してください。
・ブース外での販売、勧誘は禁止とします。
・来場者とのトラブルや事務局の指示に従えない場合に参加を中止していただく場合がございます。
・会場での両替は一切行いません。
・会場での商品の破損及び盗難については一切責任を負いません。
・申請内容等について、虚偽の事実が判明した場合、出店をお断りする可能性があります。

7　中止について

・本マルシェは、小雨決行、荒天中止です。万が一、中止せざるを得ない事態が発生した場合、事務局から申込書に記載いただいた連絡先に連絡させていただきます。
・やむを得ない事態が発生した場合の実施取りやめに伴う損害賠償は一切負いませんのでご了承ください。

浅口市観光協会事務局
〒719-0295
浅口市鴨方町六条院中 3050（浅口市役所産業振興課内）
TEL：0865-44-9035／FAX：0865-44-9477
メール：sangyoshinko@city.asakuchi.okayama.jp